

総則関係 説明資料

自治税務局企画課
平成27年4月10日（金）

平成26年度税制改正における猶予制度の見直し

「平成26年度与党税制改正大綱」（平成25年12月12日 自由民主党・公明党）（抄）

4 円滑・適正な納税のための環境整備

納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づき換価の猶予をできることとするなど、国税の猶予制度の見直しを行う。地方税の猶予制度については、国税の猶予制度の見直しや地方団体における実態等を踏まえ、引き続き検討する。

（参考）平成26年度税制改正における国税の猶予制度の見直し ※平成27年4月1日から適用。

- 猶予制度の活用を促進するとともに、滞納の早期段階での計画的な納付を確保する観点から、毎月の分割納付を条件として、納税者の申請に基づき、「換価の猶予」をできることとする。
- 現行の猶予制度について使いやすくするとともに、的確な納付の履行を確保するため、所要の見直しを行う。

	要 件	延滞税	その他	
			改正前	改正後
納税の猶予 [納税者の申請]	① 災害により相当の損失を受けたとき ② 災害、盗難、病気等により、一時に納付することができないとき ③ 事業の休廃止、事業上の損失等により、一時に納付することができないとき ④ 確定申告が遅延した場合等で、一時に納付することができないとき	(①・②の場合) 免除 (③・④の場合) 軽減 (25年は4.3%) (26年は1.9%)	・猶予期間は1年以内（延長可。最大2年以内） ・新たな督促、滞納処分の禁止 ・原則、担保が必要(②～④の場合) ※税額 50万円以下の場合等は不要	・同左 ・同左 ・同左 ※税額100万円以下・3ヶ月以内の猶予の場合等は不要 ・分割納付の規定整備 ・不許可事由・取消事由の整備 等
換価の猶予 [税務署長の職権]	次の事実に該当し、納税について誠実な意思を有するとき ① 財産の換価を直ちにすることにより、事業継続・生活維持を困難にするおそれがあるとき ② 財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比べて、徴収上有利であるとき	軽減 (25年は4.3%) (26年は1.9%)	・猶予期間は1年以内（延長可。最大2年以内） ・原則、担保が必要 ※税額 50万円以下の場合等は不要	・同左 ・同左 ※税額100万円以下・3ヶ月以内の猶予の場合等は不要 ・分割納付の規定整備（原則、毎月の分割納付） ・不許可事由・取消事由の整備 等
【新設】 [納税者の申請] 申請期限： 納期限から 6ヶ月	一時に納付することにより事業継続・生活維持困難となるおそれがあり、納税について誠実な意思を有するとき(他に滞納がある場合は除く。)			

地方税における猶予制度の見直し

- 地方税の猶予制度について、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するなどの見直しを行うが、その際、地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情が様々であることを踏まえ、換価の猶予に係る申請期限など一定の事項については、各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとする。

(注) 平成28年4月1日から施行。

	要 件	延滞金	その他	
			改正前	改正後
徴収猶予 [納税者の申請]	① 災害、盗難、病気等 ② 事業の休廃止等 ③ 賦課決定等の処分の遅延	(①の場合) 免除 (②・③の場合) 軽減 (26年は1.9%) (27年は1.8%)	・猶予期間は1年以内 (延長可。最大2年以内) ・新たな督促、滞納処分の 禁止 ・原則、担保が必要 ※ 50万円以下の場合等は不要	・同左 ・同左 ・同左 ※ 条例で定める場合は不要 ・分割納付の規定整備 (条例で定める分割納付の方法による。) ・資産・収入等の条例で定める資料提出 (提出困難な場合を除く。) ・不許可事由・取消事由の整備 (条例で定める事由を含む。) ・申請に係る質問検査権の整備
換価の猶予 [地方団体の長の職権]	次の事実に該当し、納税について誠実な意思を有するとき ① 事業継続・生活維持困難 ② 猶予することが徴収上有利	軽減 (26年は1.9%) (27年は1.8%)	・猶予期間は1年以内 (延長可。最大2年以内) ・原則、担保が必要 ※ 50万円以下の場合等は不要	・同左 ・同左 ※ 条例で定める場合は不要 ・分割納付の規定整備 (条例で定める分割納付の方法による) ・資産・収入等の条例で定める資料提出 ・不許可事由・取消事由の整備 (条例で定める事由を含む。)
【新設】 [納税者の申請] 申請期限： 納期限から条例で定める期間内	一時に納付することにより事業継続・生活維持困難となるおそれがあり、納税について誠実な意思を有するとき(他に地方税の滞納がある場合その他条例で定める場合を除く。) 			

個人住民税等における還付加算金の起算日の見直し

現状

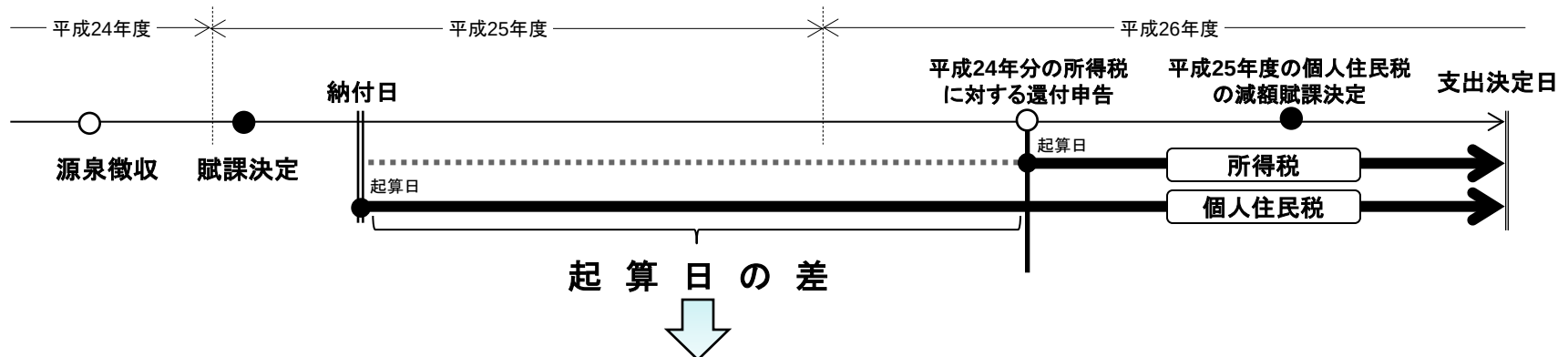
- 所得税の更正(※)に基因して個人住民税及び個人事業税の減額賦課決定が行われた場合、それにより生じる過納金に係る還付加算金の起算日は「所得税の更正の通知がされた日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日」とされており、所得税の還付加算金の起算日と一致している。
※申告書又は修正申告書の提出によって納付すべき額が確定した所得税額につき行われた更正に限る。
- 一方、納税者による所得税の申告(還付申告等)に基因して個人住民税等の減額賦課決定が行われた場合、それにより生じる過納金に係る還付加算金の起算日は「納付日の翌日」とされており、所得税の還付加算金の起算日と異なっている。このため、下記のように、個人住民税等の賦課決定が行われた年度の翌年度以降に所得税の還付申告等が行われて個人住民税の還付が発生する場合には、還付加算金の計算期間が長期にわたり、所得税と異なり、地方団体側の帰責性がないにも関わらず還付加算金が高額となる事例が発生している。

事例

平成24年分の源泉徴収による所得税額がある者が、平成26年度に平成24年分の医療費控除等を受けるための還付申告書を提出したことにより所得税額が減額され、それに基因して個人住民税の減額賦課決定が行われた結果、還付が発生するような場合。

イメージ図

○ ……所得税 ● ……個人住民税



個人住民税等における還付加算金の起算日が納付日の翌日となっているため、計算期間が長期にわたる。

個人住民税等における還付加算金の起算日の見直し

見直し

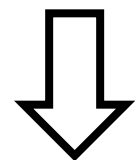
- 所得税の還付申告に基^レ因して個人住民税及び個人事業税の減額賦課決定が行われた場合、それにより生じる過納金に係る還付加算金の起算日を還付申告がされた日の翌日から一月を経過する日の翌日とし、所得税の還付加算金の起算日と概ね一致させるようにする。

(注) 平成27年4月1日から施行。

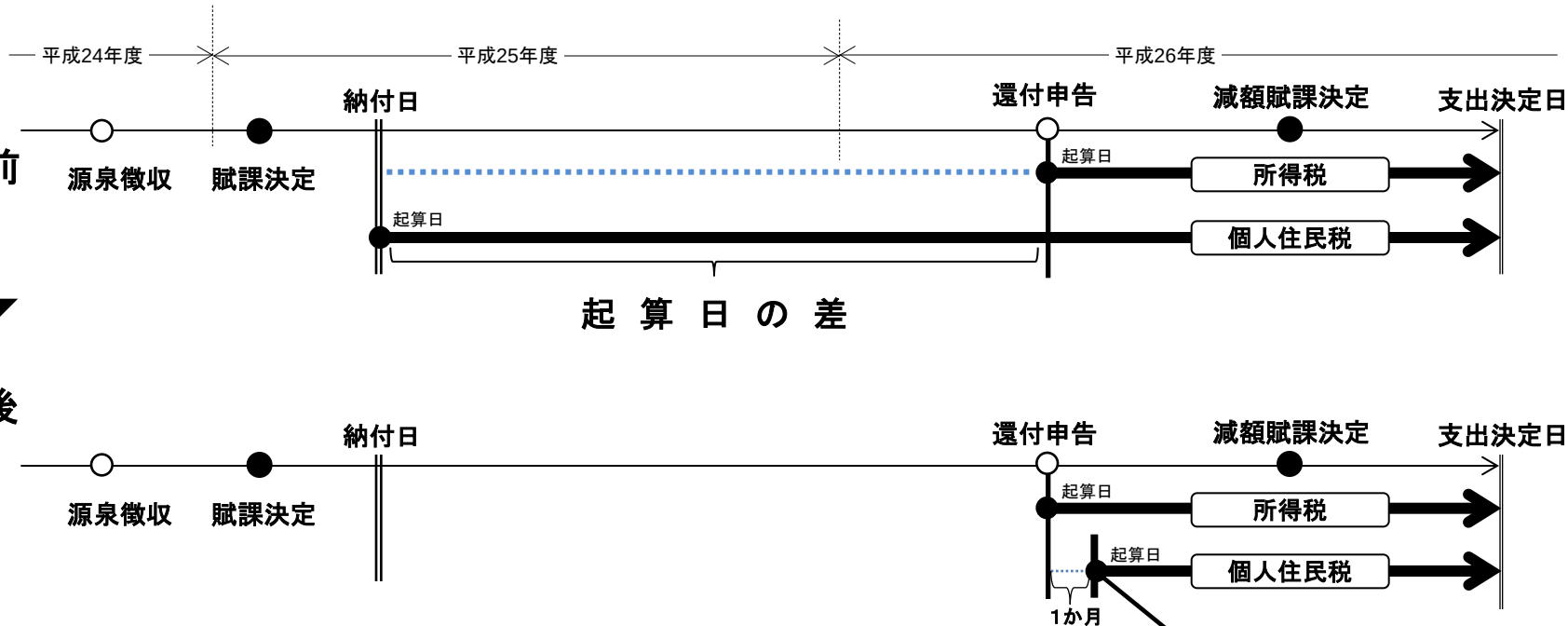
イメージ図

○・・・所得税 ●・・・個人住民税

改正前



改正後



還付加算金の起算日を見直す。

※ その他、所得税が更正の請求に基づき更正されたことに基^レ因してされた個人住民税及び個人事業税の減額賦課決定により生じた過納金のうち、その還付加算金の起算日が納付日の翌日とされているものについても、同様に見直しを行い、起算日を「更正の通知がされた日の翌日から一月を経過する日の翌日」とする。

その他の円滑な申告・納税のための環境整備

(国税にも同様の項目があるもの)

○ 複数税務代理人に対する事前通知の手続の簡素化

国税通則法の見直しと同様に、納税者に複数の税務代理人がいる場合に、納税者が代表となる税務代理人を定めたときは、総務省の職員が行う税務代理人への調査の事前通知は、その代表となる税務代理人にすれば足りることとする。

○ 不申告加算金の不適用制度に係る申告書の提出期限の延長

国税通則法の見直しと同様に、法定納期限内に申告書の提出がなかった場合においても、期限内に納付をしているなど申告期限内に申告する意思があったと認められるときには、納期限後2週間以内に申告書を提出した場合に限り、不申告加算金が適用されない制度について、法定納期限から「2週間以内」とされている申告書の提出期限を「1月以内」に延長することとする。